

平成27年度予算案について

平成27年1月23日

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額 8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合 2分の1 に3兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね 1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

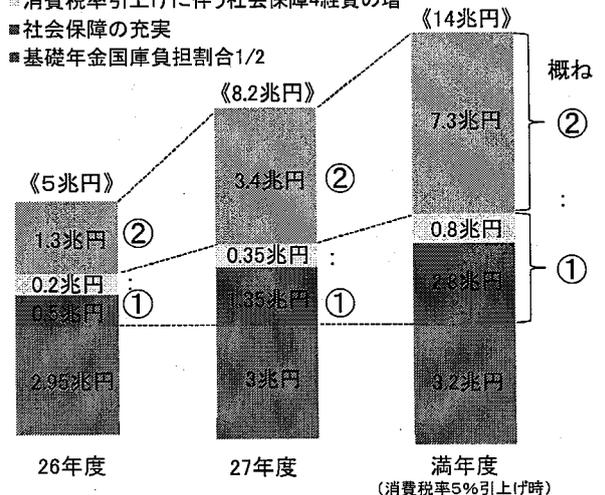
〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合 2分の1 <small>(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)</small>	3兆円
○ 社会保障の充実 <small>・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善</small>	1.35兆円
○ 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 <small>・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増</small>	0.35兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 <small>・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費</small>	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合 1/2



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成27年度 予算案 ^(注1)			(参考) 平成26年度 予算額	
		国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 ^(注3)	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 ^(注4)	6	64	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544 ^(注5)
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	—
		消費税率の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	—
		在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計904億円。

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策

子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施)

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援）

- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(社会的養護の充実)

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(育児休業中の経済的支援の強化)

○ 男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50%→67%）を平成26年度に引き続き実施する。

平成27年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4, 177億円】

○ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算30億円】

・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

平成27年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(待機児童解消等の推進など保育の充実)

【892億円】

○ 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進(保育所等の緊急整備))

【26年度補正予算120億円】

・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

(社会的養護の充実)

【1,181億円】

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

平成27年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進)

【402億円】

○ 幼稚園就園奨励費補助について、実質的に52億円増とし、充実を図る。

・ 幼稚園就園奨励費補助

271億円 → 323億円(52億円増)

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額

339億円 → 402億円(63億円増)

① 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減

・ 市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ。

平成27年度所要額 12億円

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 15億円

② 市町村に対する補助の拡充(市町村の超過負担の解消)

・ 市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

平成27年度所要額 40億円

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 49億円

(参考1) 「0.7兆円の範囲で実施する」と整理していた子ども・子育て支援の「質の改善」の内容

※平成26年3月28日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について)において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

1. 給付等関係

項目	内容
3歳児の職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+3%)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)に軽減
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

8

項目	内容
地域の子育て支援・療育支援	認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)
	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)に係る人件費を加算(障害の程度に応じて加配)
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)
施設長、栄養士、その他の職員の配置	栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置
第三者評価等の推進	第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))

9

2. 地域子ども・子育て支援事業関係

項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置
	19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施
	看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

10

3. 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(+3%)

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行予定) 所要額(公費) 4,844億円

○ 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)☆
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

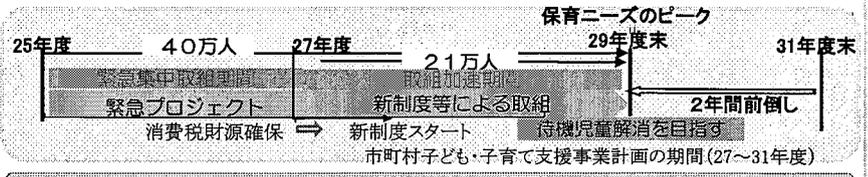
19 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の改善>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。(詳細次頁)

【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組(約20万人分の受け皿を確保する予定)に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。(平成27年度では、約8万人分(※)の受け皿を確保する予定)



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。
 ※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。
 ※確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒して整備を行う。(26年度補正予算)

II. 社会的養護の充実 所要額(公費) 283億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の改善を図る。(詳細次頁)
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施。

	量的拡充	質の改善
所要額	3,097億円	2,030億円
20 主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充(地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の改善 合計 5,127億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

保育所等整備交付金

【平成27年度予算案:554億円】

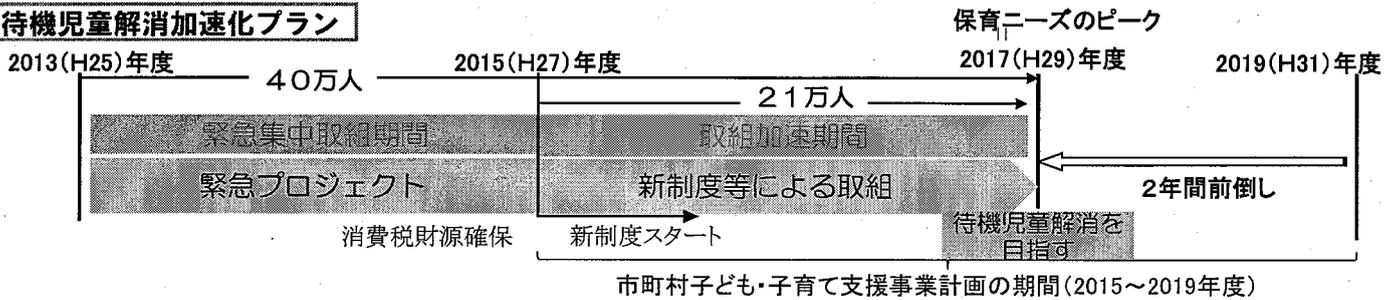
【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の高上げに必要な額を確保。(1/2→2/3)

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業(51,753百万円)
 - ・保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む)の創設、増築、老朽改築等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の高上げを実施。
- 認定こども園整備事業(3,678百万円)
 - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金(仮称)

【平成27年度予算案:285億円】

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】 | ⑥修学資金貸付事業 |
| ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業 | ⑦職員用宿舍借り上げ支援事業 |
| ③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 | ⑧保育体制強化事業 |
| ④保育所等保育士資格取得支援事業 | ⑨保育士試験による資格取得支援事業【新規】 |
| ⑤保育教諭のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分) | ⑩保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】 |
| | ⑪保育士試験追加実施支援事業【新規】 |

(参考)保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。

平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

- ☆保育士試験の年2回実施の推進
- ☆保育士に対する処遇改善の実施
- ☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
- ☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施
- ☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- ☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
- ☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

- | | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| I 人材育成 | II 就業継続支援 | III 再就職支援 | IV 働く職場の環境改善 |
| ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施 | ・離職防止のための研修支援 | ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用 | ・処遇改善 |
| ・保育士の魅力発信、保育士を自覚する機運を醸成 | ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進 | ・保育士マッチング強化プロジェクト | ・雇労管理改善を図るための取組の実施 |
| ・国や県としての保育士の専門性の向上 | | | ・保育所業と保育士・保育所支援センターとの連携強化 |

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

Ⅱ 小規模保育等の改修等

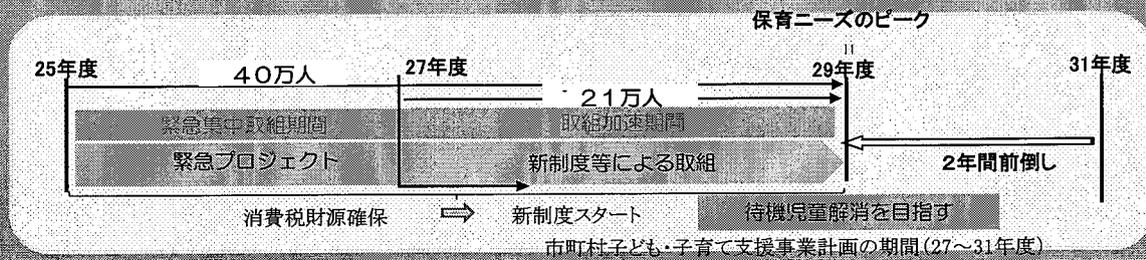
- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業

Ⅲ その他事業

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

(参考)待機児童解消加速化プラン

- 意欲のある自治体を強力に支援し、
- 保育所等について、平成29年度末までに約40万人分の受け皿を新たに確保
- 補助率の嵩上げ(1/2→2/3)により、整備目標の確実な到達を目指す

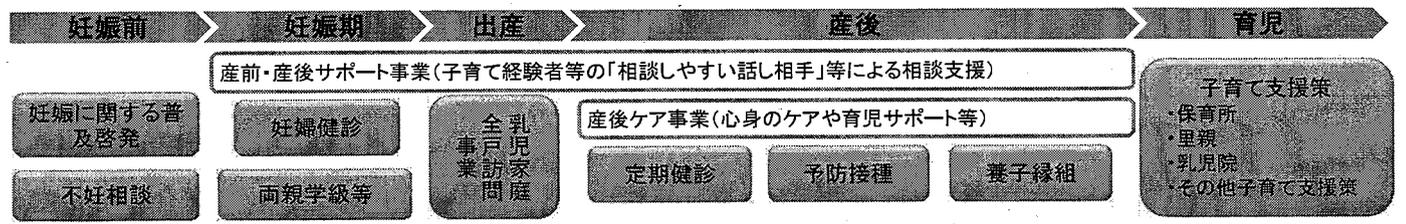
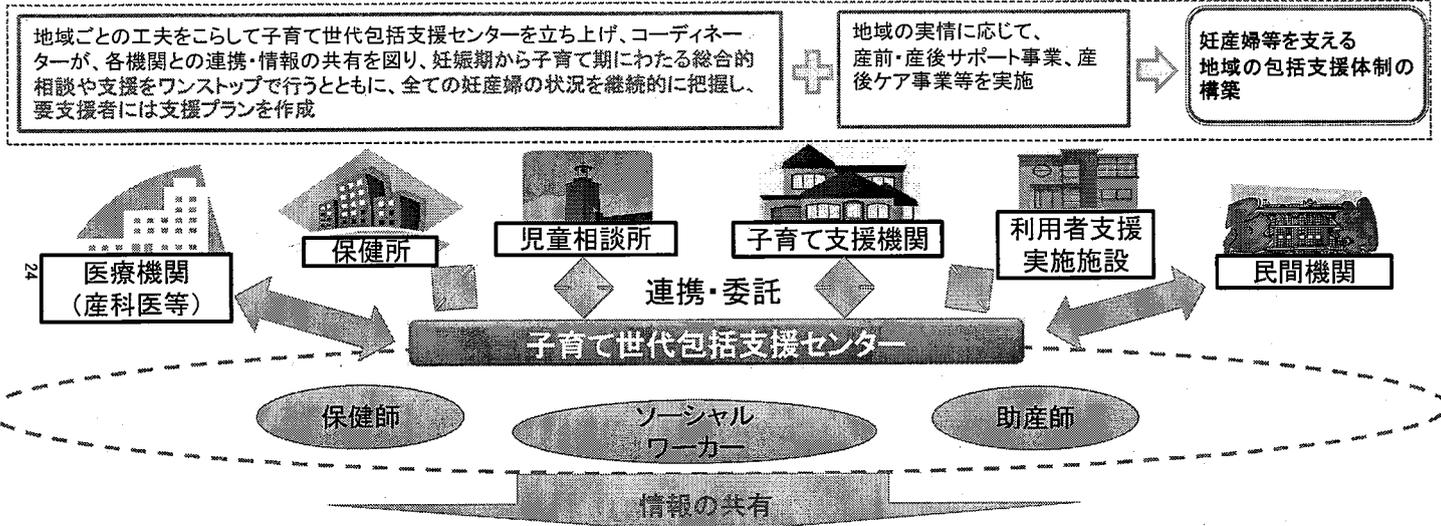


別添3

子育て世代包括支援センターの整備

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。

➢ 平成26年度補正予算実施市町村数(予定):50市町村 ⇒ 平成27年度実施市町村数(予定):150市町村



公定価格に係る調整課題について

平成27年1月23日

当面の対応の基本方針 (平成26年10月24日公表)

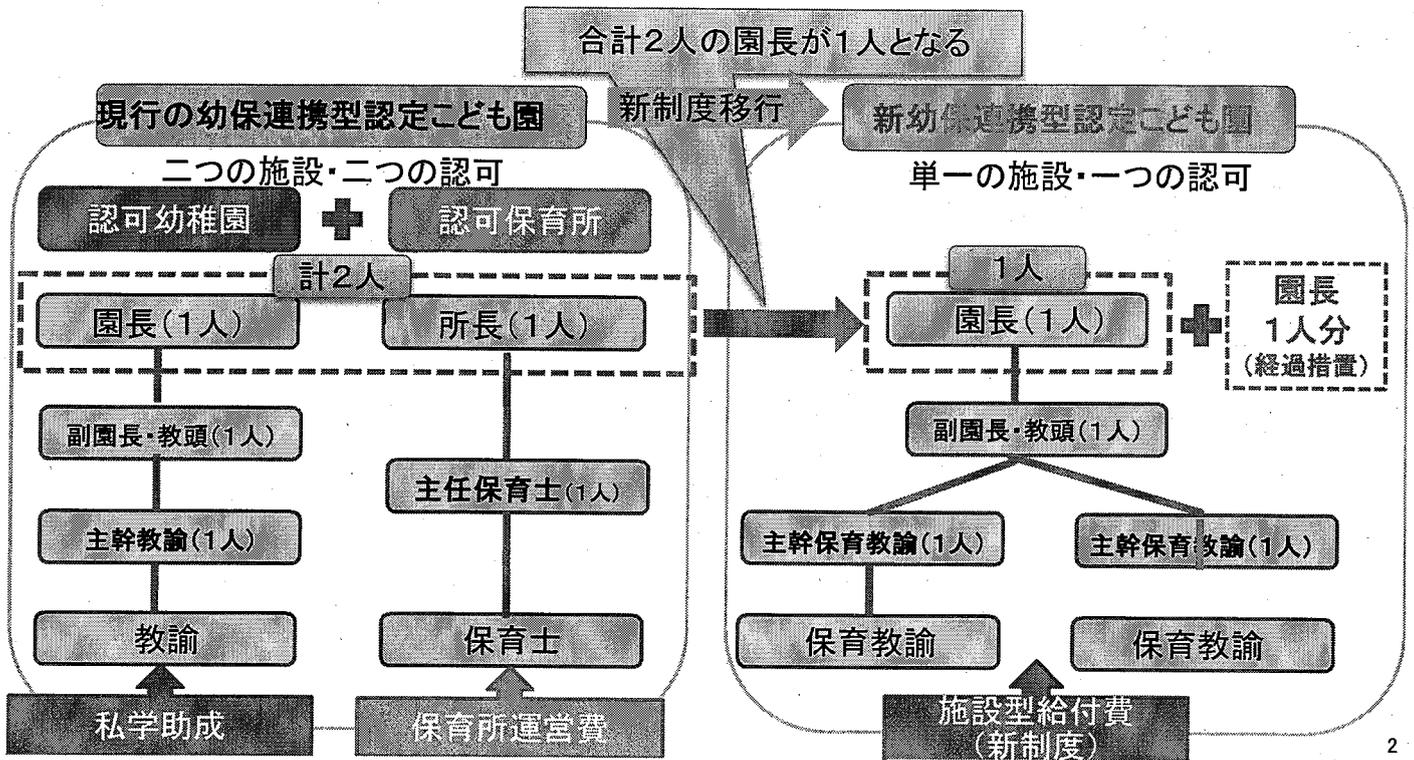
本年5月末に示された公定価格の仮単価提示を受けて、下記事項の検討ないし対応について、最大限努力する。

記

1. 公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置付ける。
具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討する。
 - ① 現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置
 - ② 少人数の1号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方
 - ③ 定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方
2. 各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請(9月4日要請、10月1日付事務連絡で改めて要請済)

①現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。



②認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応について

○加算要件については、仮単価でお示ししたとおりとする。

(1号の実員が少数となった場合の認定こども園の収入見込)

1号認定	1人~9人*1	10人~15人*1	16人~
副園長・教頭設置	○	○	○
学級編制調整加配 ^{注1}	○	○	○
チーム保育加配 ^{注2}	○	○	○

仮単価時収入見込 ^{注3}	8,900~10,200万円 +0~+1,300万円 < +5人 >	10,600~11,400万円 +1,700~+2,500万円 < +5人 >
------------------------	--	---

[]内は同一規模の保育所との比較
< >内は同一規模の保育所と比較して加算要件等を満たすために追加して配置が必要な職員数

注1 学級編制調整加配加算 1号及び2号の定員の合計が36人以上の場合に保育教諭を1人加配(職員の雇用が必要)
注2 チーム保育加配加算 1号と2号(3歳以上児)の合計の定員規模に応じて、保育教諭を加配(職員の雇用が必要)
注3 「仮単価提示収入見込」は、以下の前提条件の場合に、仮単価を基に計算した収入見込
施設全体の定員90人、副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、チーム保育加配加算(2人)を実施

※ 1号定員に係る公定価格は、実際の1号の利用人数に応じて園に支払われる。

(参考)各施設において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定	②2号認定	③3号認定
認定こども園	○(※)	○	○
保育所	—	○	○
幼稚園	○	—	—

※ 幼保連携型認定こども園の場合は定員を設定しないことも可能。

→ ただし、その場合は、1号認定の公定価格に設定されている「副園長・教頭設置」、「学級編制調整加配加算」、「チーム保育加配加算」等の対象外としている。

③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

幼稚園や認定こども園の教諭等の配置状況が園によって大きく異なることから、基本分単価に含まれる教諭数を超えて教諭を配置している場合は、公定価格上、加配加算により対応することとしているが、現行の私学助成からの円滑な移行を踏まえ、大規模園について、その見直しを行う。

仮単価設定の際の考え方

○1号子ども給付の基本分単価に含まれる教諭数について、公定価格上、以下のとおり設定(注1)

4歳児以上 園児30人:教諭1人

3歳児 園児20人:教諭1人(注2)

注1) これ以外に、定員規模に応じて、常勤1人の加配(学級編制調整加配・休けい保育教諭加配)。
注2) 満3歳児(学齢2歳児)について、園児6人:教諭1人の配置を行っている場合は、加算で評価

○しかしながら、現状の私立幼稚園の教諭の配置状況には園ごとに大きく異なり、この配置数のみでは実態を十分にカバーできないこと、規模が大きくなるにつれその格差が大きくなることから、加配加算の算定上限数を定員規模に応じて引き上げて設定。
○これにより、実際に基本配置数を超えて教諭を配置している園については、加配加算を算定できることとしている。

仮単価での算定上限数

(チーム保育加配加算)

利用定員※	算定上限数
~45人	1人
46人~150人	2人
151人~270人	3人
271人~	4人

※利用定員は3歳以上の合計

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれ
⇒ 平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくなるらないよう、算定上限を引き上げ

算定上限数(見直し案)

利用定員※	算定上限数
~45人	1人
46人~150人	2人
151人~240人	3人
241人~270人	3.5人
271人~300人	4人
301人~450人	5人
451人~	6人

4

④小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善について

<小規模保育事業の職員配置基準>

	保育所	小規模保育事業	
		A型	B型
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名
職員資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施

※公定価格算定上の職員1人当たりの人件費等(人件費、社会保険料事業主負担金等)

保育士 約460万円(うち人件費約360万円)

保育士以外の保育従事者 約200万円(うち人件費約180万円)

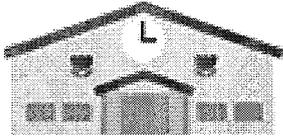
⇒ 認可基準上、保育士と保育士以外の保育従事者では、求められる役割に差はないことから、格差が大きすぎるとの指摘

⇒ 約200万円(うち人件費約180万円) → 約300万円(うち人件費約250万円)に見直し

5

⑤事業所内保育事業に対する減価償却費加算の取扱いについて

保育所



【新設・建て替え】

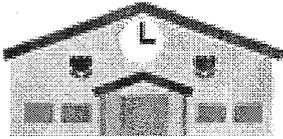
財政支援

施設整備費補助金
(一般会計)

Or

減価償却費加算

事業所内



【新設・建て替え】

財政支援

施設整備費補助金*
(雇用保険事業)

*1事業主につき、助成が1回限りとい
った制約あり

※減価償却費加算は無し

※減価償却費加算

施設整備費補助金を受けずに整備した施設
に対して、施設整備に係る費用を長期平
準化して公定価格に組み込み支援

⇒ 事業所内保育事業の公定価格の設定上、減価償却費加算を設けていないことから、
公平性の観点から対象とするよう指摘

⇒ 事業所内保育事業も加算対象とする。